

「快適トイレの設置に関する特記仕様書」の主な改定箇所（新旧比較表）

令和4年2月

条項	旧（平成30年7月制定）	新（令和4年2月一部改定）	理由
第2条	<p>（快適トイレの仕様）</p> <p>第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す仕様を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。</p> <p>（1）快適トイレに求める標準仕様</p> <p>ア 洋式便座</p> <p>イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）</p> <p>ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） （必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ることを）</p> <p>エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）</p> <p>オ 照明設備（電源がなくても良いもの）</p> <p>カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）</p> <p>（2）<u>快適トイレとして活用するために備える付属品</u></p> <p>ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>イ 入口の目隠しの設置 （男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等）</p> <p>ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）</p> <p>エ 鏡付きの洗面台</p> <p>オ 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>（3）推奨する仕様及び付属品</p> <p>ア 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）</p> <p>イ 擬音装置</p> <p>ウ 着替え台（フィッティングボード等）</p> <p>エ フラッパー機能の多重化</p> <p>オ 窓など室内温度の調整が可能な設備</p> <p>カ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）</p>	<p>（快適トイレの仕様）</p> <p>第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す仕様を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。</p> <p>（1）快適トイレに求める標準仕様</p> <p>ア 洋式便器</p> <p>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</p> <p>ウ 臭い逆流防止機能</p> <p>エ 容易に開かない施錠機能</p> <p>オ 照明設備</p> <p>カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）</p> <p>（2）<u>付属品として備えるもの</u></p> <p>ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</p> <p>ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）</p> <p>エ 鏡と手洗い器</p> <p>オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>（3）推奨する仕様及び付属品</p> <p>ア 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）</p> <p>イ 擬音装置（機能を含む）</p> <p>ウ 着替え台</p> <p>エ 臭気対策機能の多重化</p> <p>オ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>カ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p>	<p>国土交通省大臣官房技術調査課「快適トイレの導入について」（令和2年3月24日付け国技建管第33号）に準拠</p>